

【4】 認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

内 容	<p>認知症高齢者を介護している家族が、急に介護ができない時に、家族に代わって見守りを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料 30分 63円（市に納付する） ・委託料 30分 630円
対象者	<p>市内に住所を有する高齢者のうち要介護者又は要支援者であって認知症であるもの。次の各号のいずれかに該当する時に、必要に応じ介護者に代わり見守り介護を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護疲れにより休息が必要である時 2. 冠婚葬祭により介護ができない時 3. 病気等により介護ができない時 4. 緊急な仕事等の都合により介護ができない時

※必要性も含め、今後事業の見直しを行う予定です。

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【利用の流れ】

(1)申請	<p>担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を高齢者福祉課へ提出。 ※サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる</p> <p>【提出書類】<input type="checkbox"/>地域支援事業申請書 <input type="checkbox"/>個人現況情報 <input type="checkbox"/>ケアプラン</p>
(2)決定	<p>高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定の可否を行う。 結果は「益田市地域支援事業決定（却下）通知書」にてCM、委託事業所へ送付。 ※決定（却下）通知書は、原本と写しの2枚を送付する 原本はご本人やご家族の方へお渡しし、写しはCM等の控えとする</p>
(3)利用	<p>利用時は、その都度市へ相談してください。 委託事業所との調整等を行います。</p>
(4)支払い	<p>利用の翌月に委託事業所から実績報告、委託料請求書を提出してもらう。 実績に基づき、市から本人または家族へ納付書を送付し、利用料の支払いをしてもらう。</p>

【5】住宅改修支援事業

内 容	<p>介護予防支援又は居宅介護支援の提供を受けていない要支援又は要介護認定者に対し、介護支援専門員が行った住宅改修費の支給申請に係る理由書作成を行った場合に介護支援専門員等の所属する事業所に補助金を交付する。</p> <p>※介護予防支援又は居宅介護支援の契約前に住宅改修の理由書を作成した場合でも、同月に介護保険サービスの利用があり、ケアプラン料が発生している月については対象外となります。</p>
利用の流れ	<p>①報告書の提出 対象となる月の翌月10日までに「住宅改修支援事業報告書」を市へご提出ください。 ※報告書様式が必要な方はメールにて送付いたしますので下記担当までご連絡ください。</p> <p>②市で報告書を確認（年度末） 毎年4月から翌年3月までの報告書を取りまとめ、各事業所へ確認させていただきます。 併せて申請書をお送りしますので、各事業所で件数などを確認し押印をお願いします。</p> <p>③市から決定通知書を送付 申請書を確認後、市から決定通知書と請求書を各事業所へ送付します。請求書の提出があった事業所へ1件につき2,000円を事業所指定の口座へ振り込みさせていただきます。</p>

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

益田市地域支援事業の様式について

下記の事業に関する提出書類様式は益田市ホームページからダウンロード可能です。ぜひご活用ください。

- 【1】 配食サービス
- 【2】 はつらつ介護ふれあい支援サービス
- 【3】 認知症緊急対応訪問サービス
- 【4】 認知症高齢者やすらぎ支援サービス



【掲載場所】

益田市HPで検索 → 「組織から探す」 → 「福祉環境部」 → 「高齢者福祉課」
→ 「介護保険（事業所向け）」 → 「益田市地域支援事業と益田市高齢者福祉事業について」
→ 益田市地域支援事業内に格納